

国の電気料金激変緩和対策事業による値引き

1 適用範囲

この値引きは、電気需給契約にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用する。

2 適用期間

適用期間は、2023年2月の料金に係る計量期間等から2024年6月の料金に係る計量期間等までとする。

3 値引き単価

2（適用期間）に定める適用期間の燃料費調整は、電気需給契約書添付2の燃料費調整にもとづき算定した単価から、次の値引き単価を差し引いた価格とする。

（1）2023年2月の料金に係る計量期間等から2023年9月の料金に係る計量期間等まで

	適用範囲	税込単価	税抜単価
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	6円37銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	3円19銭

（2）2023年10月の料金に係る計量期間等から2024年5月の料金に係る計量期間等まで

	適用範囲	税込単価	税抜単価
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭	3円19銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭	1円64銭

（3）2024年6月の料金に係る計量期間等

	適用範囲	税込単価	税抜単価
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	1円80銭	1円64銭
	高圧で供給を受ける場合	0円90銭	0円82銭

以上